

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和5年度)

要請事項	回 答	担当部局
1. 労働者福祉運動・事業の育成・強化		
<p>(1) 鳥取県労福協は「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでいます。これまで労働者の環境改善に向けた相談・助言活動、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた文化・体育事業、将来の子どもたちが安心・安全に暮らせるための支援活動を実施してきました。今後も勤労者の自主福祉運動の推進および発展に寄与する活動に対しては、鳥取県との連携がますます重要と考えていますので、引き続き支援・協力をお願いしたい。</p>	<p>鳥取県労働者福祉協議会(鳥取労福協)には、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の受託者として県内労働者・経営者双方からの労働・雇用相談への対応、普及啓発活動の実施、冊子「THE社会人」の作成・配布等をいただいています。</p> <p>また、県では勤労者美術展など鳥取労福協が行う労働者福祉の増進に資する事業への補助などにより、その活動を支援しているところです。</p> <p>令和6年度も引き続き鳥取労福協と連携して、県下労働者の福祉向上・雇用環境改善を図ってまいります。</p>	雇用・働き方政策課
<p>(2) 鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託しています。</p> <p>鳥取県内の中小企業においてはコロナ禍による企業業績が十分に回復しておらず、厳しい雇用環境のもとで働いている労働者の相談は、引き続き多くあります。相談内容は、労働契約のほかに職場の人間関係など複雑化、多様化しており、県内3箇所(鳥取、倉吉、米子)において労働者の相談対応をしています。</p> <p>今後も事業運営において、中小企業で働く労働者の相談サービスの充実および人材育成を図るため、「みなくる」相談員について増員をお願いする。</p> <p>また、労働に関して困った時は「みなくる」に相談するなど、「みなくる」利用促進のため、関係機関との連携強化をはかっていただきたい。</p> <p>実績 2022年度 労働相談 2,988件 2023年度 労働相談 1,322件 (前年度1,332件) (2023年度は、4月～8月までの実績)</p>	<p>鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」は、平成20年4月に鳥取労福協に委託後、労働相談やセミナー等の普及啓発を通じて県下の労働環境の向上に向け、適正に運営をいただいています。</p> <p>みなくるの運営事業は、平成23年度から公募制をとっており、現在、令和6年度から3年間の次期運営業務の受託者を公募中です。予算額及び職員配置体制は現契約と同じですが、昨今の労働相談の状況に応じた円滑かつ効率的な運営体制がとれるよう、次期受託者と調整し進めていきたいと考えています。</p> <p>また、引き続き関係機関と連携し、「みなくる」の利用促進に努めてまいります。</p>	雇用・働き方政策課
<p>(3) 社会人前教育(労働法関連講座)を県内の高校や大学・短大等で行っています。教材として、鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力、支援のもとで発行している労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用し、社会人としてのルールやマナーなど、基礎知識の習得に向けた取り組みを行っています。この冊子は毎年多くの企業や団体から配布希望を得ており、職員・新入職員の職場教育研修に活用されています。</p> <p>また、教育委員会協力のもと県内全高等学校へも配布しており、社会人前教育として実社会での必要な知識として役立つものと考えています。社会人前教育が教育現場で重要な講義であることを認識していただき、引き続き支援をいただきたい。</p>	<p>現在、高校では、専門家や企業から招聘した講師による出前授業や労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用した学習を通して、社会人としての心構え、労働に関するルールや相談窓口等について学んでいるところです。</p> <p>県教育委員会としても、労働法制を学び、働くことについて考えることは、高校生が実社会で生きていくために必要な知識や主体的に社会とかかわる態度を身に付け、社会参画の意識を高めることにつながることを認識しています。</p> <p>今後も、労働法制等に関する学習が、より一層有効なものとなるよう、関連機関と連携を図りながら進めて参りたいと考えています。</p>	高等学校課

2. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化		
<p>(1) 誰一人取り残さない社会の実現に向けて 今春闘では、平均賃上げ額が30年ぶり高水準になりました。2023年10月5日からは、鳥取県最低賃金が1時間900円に改正されました。私たち労働者の賃上げの機運は高まりつつあるものの、高騰する食料品価格や電気・ガス代やガソリン価格の負担増により、家計は苦しい状況が続いています。そのような中、政府は、高騰する食料品価格や光熱費による家計負担を軽減するため、低所得者向け給付措置を経済対策に盛り込む検討に入りました。また、電気・ガス代やガソリン価格などの抑制策を講じる中で、地方自治体向け交付金の追加も検討されています。鳥取県においては、労働者の家計負担の軽減できる施策、とりわけ生活困窮者など誰一人取り残されない社会実現のため、地域のなかで安心して暮らせるような具体的な施策の検討をお願いします。</p>	<p>物価高騰による影響が長期化していることから、県としても生活困窮者に対する支援についても継続して講じる必要があるものと考えていますので、市町村と協調して実施している灯油代及び光熱費助成の令和5年度末まで延長するための予算を11月補正で措置したところです。</p> <p>また、定額減税に加え、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠をこの冬追加的に拡大することとされたこと等についても、実情に配慮の上、公平性を確保し、実効性のある支援を早期に実施するよう、令和5年11月に国に要望したところです。今後も、生活困窮者等の実態に即した支援が行われるよう、市町村と連携した取組みを行っていくとともに、必要に応じて国に要望してまいります。</p>	<p>孤独・孤立対策課</p>
<p>(2) フードバンク活動の促進 鳥取県では食品ロス削減と有効利用を目的として、鳥取県生協と連携し集めた食材を地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動を取り組んでいます。</p> <p>フードバンクを食品ロス削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけ、生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロスを削減し、環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策をお願いしたい。</p> <p>また、フードバンクが継続的、安定的に発展できるよう基盤強化に向けて、活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材教育に向けた具体的な支援策をお願いしたい。</p>	<p>本県では、孤独・孤立対策、食品ロスの削減の推進のため、関係機関で連携しながら取り組んでいるところであり、フードバンクの取組についても、関係者と情報・意見交換をしていきたいと考えています。</p>	<p>孤独・孤立対策課 循環型社会推進課</p>
<p>(3) 自死対策・子ども相談支援について 2022年の自死者数は2万人を超え、依然として子どもや若者、女性数は増加傾向にあり深刻な状況が続いています。鳥取県警察の統計資料によると、2022年度は前年より減少したものの83人の方が尊い命を絶っています。</p> <p>鳥取県においては、若年層のいじめや自死防止の対策として、SNS相談活動を実施されているところですが、相談体制の充実をはかり問題の深刻化を未然に防止していただきたい。</p> <p>全国で子どもたちがいじめにより、自ら命を絶つという痛ましい事件が発生しており、誠に残念であるとともに決してあってはならないことです。いじめや児童虐待等の影響を受ける児童・青少年に電話カウンセリングを行っている「鳥取チャイルドラインうさぎのみみ」などNPO民間支援団体への財源支援、相談を受け止める側の自死予防教育の充実をお願いします。</p>	<p>本県の自死対策については、鳥取県自死対策推進センター（精神保健福祉センター）、保健所、市町村等と連携し、相談対応や普及啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>若年層の相談体制の構築を目的として令和元年度から実施している「とっとりSNS相談事業（LINEでの相談）」では、相談日を拡充しながら、専門職による相談対応を行っており、中高生を含む若年層からの相談も増えています。</p> <p>また、鳥取県自死対策推進センターや各保健所において、相談支援の資質向上を図るための研修会や相談体制の連携強化のための連絡会を開催しています。学校における自死予防対策については、教育委員会と連携して取組を推進してまいります。</p>	<p>健康政策課</p>

<p>(4) 子どもの貧困対策強化について</p> <p>子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活支援、経済的支援、教育支援に取り組んでいただきたい。</p> <p>鳥取県では2022年4月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期計画)」を策定され、子どもの貧困対策推進計画における達成目標を定め、その数値目標を含む具体的な貧困の削減に向けた各種施策を講じていただきたい。</p> <p>コロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、家庭環境に左右されず修学できる教育支援やひとり親家庭に対する生活安定の支援、困難を抱える家庭や子どもを早期に把握・支援する仕組みづくりなど、きめ細かい対策をお願いしたい。</p> <p>また、児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、実態把握、体制整備、関係機関との連携をより強化し、児童福祉司、相談員、児童心理司などの人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待の防止に努めていただきたい。</p>	<p>子どもの貧困対策やひとり親家庭の支援のため、現在、子どもの居場所の設置促進や、ひとり親家庭等の居宅などにおける生活援助・保育サービス等の提供、ひとり親家庭等の交流支援などの生活支援策を実施しています。また、児童扶養手当、就業相談、技能講習、職業訓練給付金、母子寡婦福祉資金の貸付等の経済的支援も行っています。そして、生活困窮世帯やひとり親の子どもへの学習支援事業を行う市町村に対して補助するなどの教育支援にも市町村と連携して取り組んでいます。</p> <p>また、ひとり親家庭の相談窓口「ひとり親家庭相談支援センター」を県内3か所に設置し、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋いでいるところです。</p> <p>本県では、「鳥取県こどもの貧困対策推進計画(第3期計画)」「子育て王国とっとり推進指針」「とっとり若者自立応援プラン」をまとめた「シン・子育て王国とっとり計画(仮称)」(計画期間:令和6～10年度)を令和5年度中に策定予定です。困難を抱える家庭や子どもを早期に把握し必要な支援につなげるため、今後は当該計画に基づき、必要な施策を推進してまいります。</p> <p>次に、児童虐待の予防的対応については、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会との連携により、全体的な実情把握や、支援を要する児童や世帯の早期発見・早期支援、継続的支援に取り組んでいるところですが、児童福祉法の改正により、母子保健分野と児童福祉分野の両方の機能を統括した「こども家庭センター」を令和6年度から設置できることになったため、その設置促進を市町村に働きかけを行っているところです。</p> <p>また、県においては、児童福祉司等の増員等による児童相談所体制強化に取り組んでいるほか、児童相談所職員、市町村、児童福祉施設等関係者に対する研修等を実施しており、引き続き、児童福祉分野に従事する職員の対応力向上を図る取組みを推進していきます。</p>	<p>家庭支援課</p>
--	--	--------------

<p>(5) 成年年齢の引き下げに伴う、消費者教育の対策について 成人年齢の引き下げにより、18歳、19歳が未成年者取消権を行使できなくなったことから、若者が過大な負債を負うことがないよう、学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化を引き続きお願いする。 鳥取県では高校での「弁護士出前授業」、県内4高等教育機関での「くらしの経済・法律講座」の実施、県ホームページや地元新聞への情報発信等、高校生を含む若年者への消費者教育・啓発をされています。 鳥取県労福協においても、高校3年生や就職前の人を対象に、社会人前教育として、マネートラブルの対応、カード利用の意識啓発などの講座を実施しています。若者への消費者教育・啓発を積極的に推進していくため、鳥取県労福協の活動(消費者教育・社会人前教育研修)を高校や高等教育機関などへ情報提供や講座の利用促進をお願いします。</p>	<p>成年年齢の引下げに向けては、平成30年度から消費生活センターと教育委員会等の働きかけにより、県内高校での消費者教育の授業が開始され、令和3年度にはすべての高校で授業が実施されています。 また、県内の高等教育機関(鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学)の正規授業として、学生及び一般県民を対象とした「くらしの経済・法律講座」を実施しており、さらに令和3年度から消費者問題に精通した弁護士が県内高校に出向いて成年直前の生徒に対して成年の意義、消費者トラブルへの対処法、責任ある消費行動等について講義する「弁護士出前授業」を開始し、継続して実施しています。 令和5年度は新たな取組みとして、若者自身が消費者トラブルへの関心を持ち、同世代に発信してもらうことを目指して、SNSを使った若者向けの消費者トラブル防止動画コンテストを実施しており、今後、コンテストの優秀作品を若者や保護者に向けた啓発に活用することとしています。 そのほか、県ホームページでの消費者トラブル情報の周知、地元新聞への「とっとり消費者大学消費生活相談」の定期連載のほか、SNSによる情報発信、鳥取県金融広報委員会においても、平成30年度から就職や進学を控えた高校生への金銭・金融教育として「生きる力を育む！出前巣立ち教室」を実施しています。 鳥取県労福協の消費者教育の取組については、随時、高校や大学等に活用していただくよう情報提供させていただきます。 今後も引き続き関係団体等との連携や多様な媒体の活用により、高校生を含む若年者への消費者教育・啓発を積極的に進めてまいります。</p>	<p>消費生活センター</p>
	<p>成年年齢の引き下げに伴い、これまで同様に、若者の消費者被害の防止や救済を図るため、より一層効果的な消費者教育を実施することが必要だと考えています。 これまでも、県立高校では、教科の中で消費者問題を学習したり、関係機関と連携して出前授業を行う等、専門家の話を聞いたりするような機会を設けているところです。 また、令和4年度から年次進行で実施されている新教育課程においても、家庭科や公民科を中心として金融教育や消費者教育の充実が図られており、引き続き各校において取組を進めているところです。 今後も引き続き、消費者教育の充実に向けて、関係団体等と連携し、様々な教材等について情報提供をしていくとともに、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図っていくこととしています。</p>	<p>高等学校課</p>

<p>(6) ヤングケアラーの支援について</p> <p>鳥取県では、2022年4月よりヤングケアラーが、いつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化(ヤングケアラーLINE相談窓口、ヤングケアラーオンラインサロン、ヤングケアラー相談窓口)をされ、支援体制を構築されました。</p> <p>また、ヤングケアラーと接する可能性のある関係・団体の方を対象に研修会を開催したり、小・中・高各校や教育機関に啓発用リーフレットやポスターの配布を行い、ヤングケアラーの理解促進に努めていただきました。今後も引き続き医療・介護・福祉の関係者、児童委員や子ども食堂などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めるとともに、サポートの必要な子どもたちに支援が届くように各市町村へ働きかけをお願いしたい。</p> <p>また、ヤングケアラーの子どもたちの大きな負担となっている「家事育児支援」「介護サービスの提供」の具体的な支援策を検討していただきたい。2023年度より国庫事業により県内4市町村で「家事支援」が実施されることでしたが、県内すべての市町村で事業実施ができるように働きかけをお願いします。</p>	<p>ヤングケアラー対策においては、「周囲がいち早く気付くこと」「子ども自身が自認すること」「具体的な支援に繋ぐこと」が重要であり、特に周囲の大人がヤングケアラーに気づき、その気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげることが重要と認識しています。</p> <p>そのため県では、県民やヤングケアラーと接する可能性のある機関・団体の方を対象として「ヤングケアラーフォーラム・研修会」の開催、県内の全ての小・中・高各校や関係機関に啓発用リーフレットやポスターを配布などにより、ヤングケアラーに対する理解促進を行うとともに、幅広い関係機関が、それぞれの分野における課題、対策等を掘り下げて研修するための経費を補助する「ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金」により、支援機関での研修の実施を推進しており、今後も啓発の対象を拡大していきたいと考えています。</p> <p>さらに、家事・育児に対して不安や負担を抱えるヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援を行うことができる国庫事業「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」が創設されていますが、支援体制を確保することが重要と考えていますので、機会を捉え、現在より多くの市町村で実施されるよう引き続き働きかけてまいります。</p> <p>今後も、ヤングケアラー対策会議等に意見を求めながら市町村や教育委員会等と連携して支援強化を図ってまいります。</p>	<p>孤独・孤立対策課</p>
<p>3. 大規模災害等の被災者支援及び平時における防災・減災の対策について</p>		
<p>(1) 本年8月15日に発生した台風7号は、鳥取県東部を中心に甚大な被害をもたらしました。地球沸騰化が言われるこの時代に、また大規模災害が起こりうる事が想定されます。鳥取県においては、大規模災害発生に備えて、被災者・避難者の生活、住居、医療・福祉等に関するきめ細やかな情報提供や総合相談体制の整備をお願いします。</p> <p>また、国に対し、被災者生活再建支援制度の適用対象範囲の対象拡大や支援金増額などの拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する支援制度を新設または拡充をお願いします。</p>	<p>本県では、平成28年の鳥取県中部地震を契機として、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行う災害ケースマネジメントに取り組んでおり、条例や県・市町村の地域防災計画への規定、鳥取県災害福祉支援センターの設置、鳥取県災害ケースマネジメント協議会の設立など、市町村等の関係機関と連携して取組を進めています。</p> <p>令和5年の台風7号災害に際しても鳥取市及び三朝町で災害ケースマネジメントによる被災者支援を行ったところであり、引き続き市町村の体制整備の支援や人材育成等の取組を進め、被災者への情報提供や相談の受付を含めた実効性のある被災者支援の取組を進めていきます。</p>	<p>危機管理政策課</p>
	<p>全国知事会を通じて、被災者生活再建支援制度の支給額増額、適用条件の緩和を求めており、激甚化する自然災害に備え、同制度を補完する県制度について、市町村の意見を伺いながら適切に運用してまいります。</p>	<p>住宅政策課</p>
<p>(2) 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備などの危険個所の点検をしていただきたい。</p> <p>鳥取県では学校施設の外壁打診調査から10年経過し、再点検を実施されているとのことでしたが、いつ何時災害が襲ってくる危険があるため、災害時に住民の避難場所と安心して使用できるよう学校施設の点検を早急をお願いします。</p>	<p>学校施設管理者は、建築基準法・消防法に基づく法定点検等の実施により、是正が必要な箇所の把握、早期の修繕・改修を行って施設の安全性維持に努めているところです。</p> <p>外壁打診調査については、効率性・予算平準化の観点から3年に一度の建築物定期点検と併せて実施することとしていますが、外壁の劣化状況も踏まえながら、計画的に実施しているところです。</p> <p>なお、外壁打診調査以外にも日常的に安全点検を行っており、生徒の安全確保に努めています。</p>	<p>教育環境課</p>

<p>(3) 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など、今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育などの啓発活動を強化していただきたい。</p>	<p>本県では、過去の災害の貴重な体験や取組を後世に伝承していくため震災の映像や概要・記録を掲載したウェブサイト「とっとり災害記録伝承ポータル」の公開や、地域で開催される防災研修会や防災訓練等への自主防災活動アドバイザー派遣等、県民や企業に対する啓発活動に取り組んでいるところです。</p> <p>また、市町村や関係機関と連携しながら、「とっとり防災フェスタ」など様々な機会を捉えて、県民の防災意識を高めるため啓発活動に取り組んでおり、引き続き取組を進めていきます。</p>	<p>危機管理政策課</p>
	<p>県内企業に対しては、大規模災害発生時においても、事業活動の継続や従業員の安全を確保していけるよう、これまでも様々な災害リスクに関するセミナーを行うとともに、各企業の状況に応じた事業継続計画(BCP)の策定・見直しに向けたワークショップの開催や専門家派遣などの活用を進めてきたところであり、引き続きこれらの取組を進めていくこととします。</p>	<p>商工政策課</p>
<p>(4) 避難行動要支援者の個別計画の作成は、2021年5月の「災害対策基本法」の改正で市町村に努力義務化されたところであり、鳥取県としても優先度の高い者から福祉や医療関係者などと連携し作成に向けて取組をされていることは承知していますが、引き続き市町村への働きかけをお願いする。さらに「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方等情報発信に関する総合的な取組をしていただきたい。</p>	<p>避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、現在、市町村において優先度の高い者(ハザードが懸念される地域に居住する後期高齢者など)から、福祉や医療関係者等との連携をとった上で、避難先や地域住民など支援者のマッチングに取り組んでいるところです。県としても実効性のある計画の作成に向け、市町村への個別訪問による働きかけを行っているほか、令和3年度から予算化している「個別避難計画作成支援事業」による市町村への財政支援も行っています。</p>	<p>消防防災課</p>
<p>4. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援</p>		
<p>(1) 持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人のつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、支援強化をしていただきたい。さらに広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、育成・発展のための施策をお願いする。</p>	<p>県と鳥取県生活協同組合連合会(以下「協同組合」という。)は、平成28年10月に包括連携協定(以下「協定」という。)を締結し、地域の安全・安心及び活力の確保等への取組を通じて県民サービスの向上及び地域の活性化に寄与することを目指して活動しています。</p> <p>高齢化、孤独・孤立、買い物難民など様々な社会課題に直面する現代社会において、「支え合い、助け合う」精神に基づき、生活者一人ひとりを大切にする協同組合の社会的役割や存在価値は、誰一人取り残さない地域社会の実現に向けてますます重要になっていくものと考えます。</p> <p>引き続き、県関係部署と協同組合との相互協力の下、持続可能な地域づくりに向けて協定の連携事項の実現に取り組むとともに、協定に基づく協同組合の取組等を広く周知し、協同組合の更なる発展を支援していきます。</p>	<p>消費生活センター</p>
<p>(2) 2022年10月1日、「労働者協同組合法」が施行され、皆で出資、経営に参加し、事業に従事するという、これまでにない仕組みでの働き方が可能となりました。「労働者協同組合」により、少子高齢化に伴う介護・障がい福祉など幅広い分野での就労機会の創出が期待できるようになりました。法の制度内容を深めるための広報活動を十分にいただき、労働者等に認知されるようにお願いしたい。</p> <p>また、2023年10月には「出資・意見反映・従事」という基本原理(=「協同労働」という働き方)の普及と発展に寄与することを目的とする「とっとり協同労働推進ネットワーク」が設立されました。「とっとり協同労働推進ネットワーク」の趣旨に賛同いただき、「協同労働の協同組合」の育成・支援をお願いする。</p>	<p>持続可能な地域づくりに向け、地域の雇用を創出し多様な働き方を実現するためには、労働者協同組合が重要な役割を果たすと考えています。引き続き労働者等へ法制度や幅広い分野での就労想定事例、専門家による相談窓口等の周知・啓発するため、令和6年2月に地域活動団体や県民向けのシンポジウムを開催する予定です。</p> <p>労働者協同組合法が施行された令和4年10月1日以降、本県内では同組合成立には至っていませんが、令和5年10月に設立された「とっとり協同労働推進ネットワーク」の相互協力の下、引き続き支援機関や市町村等と連携しながら、事業者や地域づくり団体への周知・啓発活動に取り組んでまいります。</p>	<p>雇用・働き方政策課</p>